

令和 5 年 3 月 10 日

許可業者各位

大阪市環境局事業部
一般廃棄物指導課長

大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱の改正について（通知）

標題について、「大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱」を令和 5 年 3 月 14 日付けで改正しますので通知します。

記

1 主な改正内容

(1) 住之江工場の稼働に伴う廃棄物搬入関係様式の改正

大阪広域環境施設組合が運営する一般廃棄物の焼却施設である住之江工場が令和 5 年 3 月 1 日から稼働し、同月 16 日から許可業者の搬入が開始される見込みであり、搬入にかかる関係様式に当該工場欄を備えるため改正を行った。

(2) 大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者情報管理システムの導入に伴う改正

令和 5 年 4 月 1 日から行政オンラインシステムに代わり大阪市一般廃棄物収集運搬業許可業者情報管理システムが稼働することに伴い、電子申請の際に書面に代えて作成された電磁的記録への押印の省略にかかる規定を設け、行政オンラインシステムの利用廃止に伴う関連規定及び様式を削除した。

(3) その他の改正

上記の改正に加えて、現在の事務の取り扱いに合わせるため、文言整理等の所要の改正を行う。

2 実施時期

- ・上記 1 (1) 及び (3) に係る改正については、令和 5 年 3 月 14 日から施行する。
- ・上記 1 (2) に係る改正については、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。